

○ 県外からの申込みはできますか？

→不可です。

○ 「サービス管理責任者等研修」は令和元年度以前に修了しているのですが、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」が未受講です。申し込みは可能ですか？

→不可です。2つの研修どちらも修了した時点で、サービス管理責任者等基礎研修修了者となります。基礎研修修了後、2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がなければ、実践研修の受講資格がありません。

○ 演習受講日を希望できますか？

→基本的に、事務局が指定した日に受講していただきます。

同一事業所から複数名受講決定する場合は、受講日が重ならないよう調整しますので、必ず申込希望者全員分をまとめて同時にお申し込みください。

申し込みの際は複数名まとめて1封筒で構いませんが、返信用封筒は1名につき1封筒御準備ください。

○ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事したいのですが、どの研修を受講したら良いですか？

→まずは「相談支援従事者初任者研修の講義部分（部分受講）」、次に「サービス管理責任者等基礎研修」の順番で受講してください。2つの研修を修了後、2年以上の実務を経て、本研修「サービス管理責任者等実践研修」を受講してください。

上記3つの研修修了に加え、実務要件を満たした時点で従事できます。

○ 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な2年以上の実務とはどのような業務ですか？

→主に、個別支援計画の原案作成に係る業務が想定されていますが、参考資料「サービス管理責任者の実務経験」と「児童発達支援管理責任者の実務経験」一覧表にある、

①相談支援業務と②直接支援業務の内容が含まれ、通算で2年以上となります。

○ 旧のカリキュラムでのサービス管理責任者等研修と、相談支援従事者初任者研修（講義部分）どちらも令和元年度までに修了済みです。実践研修を受講する必要はありますか？

→受講の必要はありません。旧カリキュラムでの修了者となりますので、令和5年度末までに「サービス管理責任者等更新研修」（1日間日程）を受講して、資格更新してください。修了しなかった場合、令和5年度末で資格が失効します。引き続きサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事する必要がある場合は、サービス管理責任者等実践研修を修了することで資格が得られます。

○ 受講決定はいつ頃行われますか？

→申込締切後、受講調整を行います。

受講の可否については、11月30日（水）までに返信用封筒にて通知します。

上記までに通知が届かない場合は、必ず事務局まで御連絡ください。

○ 修了証書が交付されないことはありますか？

→全日程を通して30分以上の遅刻・早退・途中離席等がある場合、修了証書は交付しません。携帯電話やスマートフォンを操作している場合は離席時間とみなします。

演習への参加が積極的でない等、受講態度が不適切な場合も修了証書を交付できないことがあります。

また、申込書に虚偽の申告をする、申込者とは別人が受講するなど、悪質なマナー違反があった場合、修了証書交付後でも修了を取り消すとともに、当該事業所の次年度以降の優先順位を下げる措置を取らせていただきます。

○ 受講予定の者が急に受講できなくなった場合、他の者に変更できますか？

→申込締切後はキャンセルのみ受け付けます。受講者の変更は一切受け付けません。